

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条第3項（許可）、第4条の2（許可の申請）、第5条（許可の基準）、第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第2条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第12条（人の生命又は身体を害する罪等）、第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第16条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類）、第19条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：

審査基準：

1 所持目的

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。

したがって、例えば次のような場合は、許可されない。

- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
- 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
- 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
- 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合

(2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

(3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1(1)との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

(1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

(2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

(3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

(4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができる場合と認められる場合に限り、許可するものとする。